

# 火薬類関連施設における完成検査、保安検査の概要

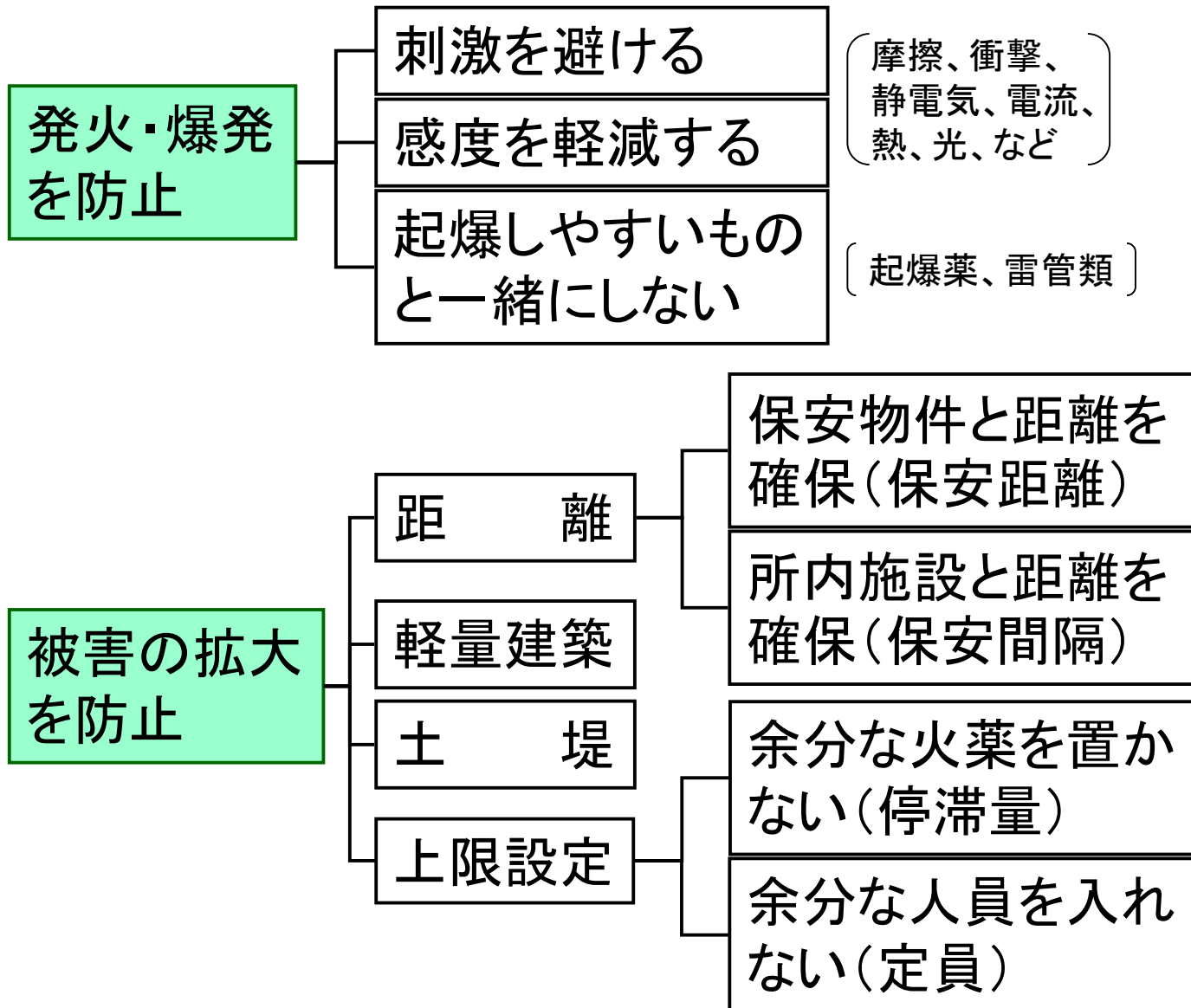
## ■完成検査（法第15条）

- ・対象者＝製造の許可を受けた者又は火薬庫設置の許可を受けた者
- ・対象施設＝製造施設又は火薬庫
- ・完成検査の対象項目と方法（規則第44条、別表1、2）

## ■保安検査（法第35条）

- ・対象者＝製造業者又は火薬庫の所（占）有者
- ・対象施設等＝特定施設（規則第44条の2）、火薬庫、  
これらの施設における保安の確保のための組織及び方法
- ・保安検査の対象項目と方法（規則第44条の5、別表3、4）

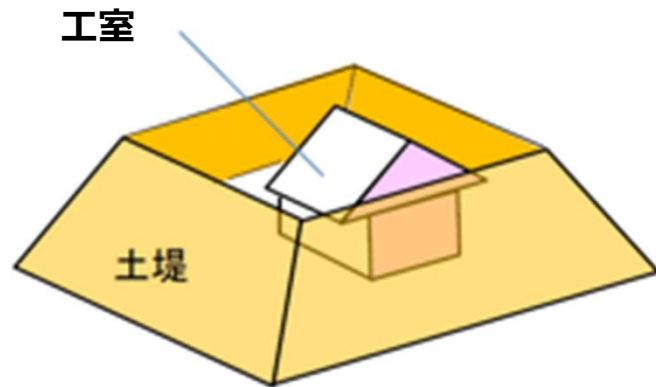
# 火薬類取締法規制の一般的な考え方



# 製造の技術基準の例

## 製造施設（爆発の危険のある工室）

- 万一の爆発の際に軽量飛散物となる建材を使用
- 土堤で囲む
- 避雷針を設置
- 事業所外の保安物件（家屋、学校等）との保安距離
- 事業所内の他の施設との保安間隔 等



爆発の危険のある工室（定置式製造設備）

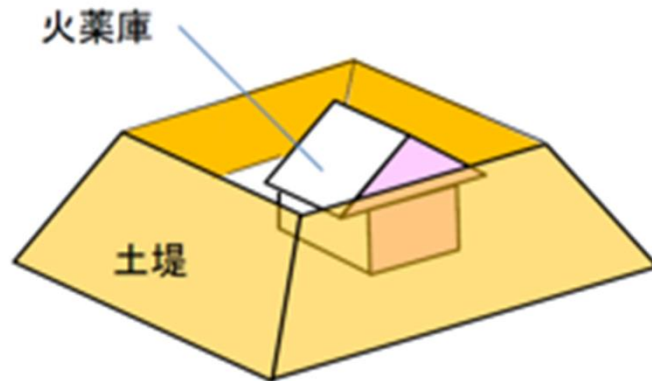
## 製造方法（定置式製造設備）

- 成分配合比の範囲や1日に製造する最大数量を定めてその範囲で製造すること。
- 工室内の火薬類の停滞量、定員を規定（ダイナマイトの配合工程：停滞量1000kg 作業者5名）
- 酒気を帯びての作業をしないこと 等

# 貯蔵の技術基準の例

## 火薬庫

- 万一の爆発の際に軽量飛散物となる建材を使用、土堤で囲む
- 避雷針を設置
- 事業所外の保安物件(家屋、学校等)との保安距離
- 事業所内の施設との保安間隔
- 火薬庫に貯蔵できる火薬類の種類・最大貯蔵量 等



地上式一級火薬庫

## 貯蔵方法

- 爆発し、発火し、燃焼しやすいものをたいて積まない。
- 鉄類を持ち込まない。
- 土足で出入りしない。
- 換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくする 等

# 火薬類製造施設における検査対象(例)

(概念図: 第11回火薬小委員会資料引用・改変)

## 定置式製造設備による製造所の概念図 (一例)



# 火薬庫における検査対象(例)

(概念図: 第11回火薬小委員会資料引用・改変)

## 火薬庫(地上式)の概念図

検査対象の設備や装置等

